

低炭素型「地域循環圏」整備推進事業 64百万円(64百万円)
廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)においては、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくといった考え方に基づく「地域循環圏」が、廃棄物の適正処理と不法投棄防止を大前提に幾重にも構築され、地域間での連携を図りつつ、低炭素社会や自然共生社会とも統合された持続可能な地域づくりが進む、と明記しているところ。

このため、地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、環境本省や地方環境事務所を中心に、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NGO/NPO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の姿とそのために必要な取組・事業をまとめた地域計画を策定する。また、各省連携による基盤整備等の支援も活用し、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。

2. 事業計画

地域計画策定事業

地域循環圏関係府省連絡会議や協議会を設置し、最適な規模の循環を形成するために必要な情報把握や情報提供を行うとともに、地域の特性や循環資源の性質等に応じてエコタウンを活用するなど、最適な規模の循環を形成する地域計画策定のための調査、検討を行う。

地域循環圏形成事業

地域循環圏の具体化に向け策定した地域計画に基づき、CO₂等の温室効果ガス排出量削減等に寄与し、循環型社会ビジネスの活性化のため社会性・事業性・革新性を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するとともに、成果を優良事例として全国に情報発信する。

3. 施策の効果

各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな循環型社会を構築することが可能となる。また、エコタウン地域を中核とした地域循環圏を構築することで、循環型社会ビジネスの振興も含めた循環型社会の形成促進につながる。

低炭素型「地域循環圏」整備推進事業

第2次循環型社会形成推進基本計画：循環型社会と低炭素社会、自然共生社会とを一体的に構築

地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」を各地域の市町村、事業者、NGO/NPO、地域住民、地方支分部局等の連携により構築

